


福津市 (福岡県)

(2005年4月14日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2005年1月24日	合併の方式： <input checked="" type="checkbox"/> 新設・編入	
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ <input type="checkbox"/> 無		
人口 ⁽¹⁾ ：55,778人(高齢化率 ⁽²⁾ 18.6%)	面積 ⁽³⁾ ：52.71k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：36人(法定上限 人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：323人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：未算定	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：未算定	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：14,574,388千円		
うち、地方税4,634,557千円、地方交付税3,600,000千円		
合併特例債発行予定額11,800百万円 / 同限度額13,500百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業4.8%、第二次産業23.5%、第三次産業71.7%		

(出典)(1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2003年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。(5)(8)：「2004年度福間町・津屋崎町予算書」。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧福間町	41,480人	17.0%	29.43k m ²	20人	227人	0.61	84.4%
旧津屋崎町	14,298人	23.2%	23.28k m ²	16人	85人	0.39	79.1%

(出典)(1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2003年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

<p>(1) 合併の理由・目的 < 財政状況、 行政改革、 地方分権推進 ></p> <p>地方交付税の削減が続き、財政状況の悪化が予想されるため、合併による人件費削減や主要事業への合併特例債の適用などで、財政危機を乗り切るため。</p>
<p>(2) 合併のプロセスで重視したこと < 住民の理解、 事務事業の調整、 新事務所の位置 ></p> <p>< 最も重視したことの具体的な内容 ></p> <p>各種事務・事業の調整において、できる限りサービス水準の高い方に合わせることにした。しかし、補助金については3年を目途に全てを見直すことを前提とした。</p>
<p>(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等 < 住民、 職員 ></p> <p>< 合併推進の具体的な活動 ></p> <p>津屋崎町と福間町の合併を推進する会(住民署名活動団体)による住民投票時の「合併を可とする投票」推進活動。</p>

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯																			
該当なし。																			
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議																			
該当なし。																			
(3) 合併関係市町村の従前のつながり																			
郡の構成市町村の一部、一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、広域市町村圏の構成市町村の一部、生活圏が一致																			
(4) 合併の端緒																			
2004年2月、津屋崎町における住民投票にて「合併賛成」が多数を占めた。 (投票率 56.51% 賛成 4,364 票 反対 2,246 票)																			
(5) 任意の合併協議会（設置期間：設置していない）																			
構成メンバー																			
運営上の工夫																			
(6) 法定協議会（設置期間：2002年12月1日～2005年1月21日）																			
住民発議等	<input checked="" type="checkbox"/> (<input checked="" type="checkbox"/> 直接請求津屋崎町における「津屋崎町と福間町の合併を推進する会」が中心) ・ 無																		
構成メンバー	首長、助役各1名、議員各3名、住民等各5名、職員各1名 計22名																		
運営上の工夫	傍聴者への資料は、協議会委員と同じものを提供した。(完全情報公開)																		
(7) 基本5項目（方式、期日、名称、事務所の位置、財産）																			
<p>< 協議を行ううえでの工夫 ></p> <p>合併の期日は片方の首長が2005年1月21日で任期切れであったため、無駄な選挙をなくすために、2005年1月24日とした。</p> <p>新事務所については双方の庁舎を有効に使用する分庁方式とした。</p>																			
<p>< 協議開始および決定の時期 ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(方式)</th> <th>(期日)</th> <th>(名称)</th> <th>(位置)</th> <th>(財産)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協議開始：</td> <td>03年10月</td> <td>03年10月</td> <td>03年9月</td> <td>03年10月</td> <td>03年10月</td> </tr> <tr> <td>合意：</td> <td>04年4月</td> <td>04年4月</td> <td>04年5月</td> <td>04年1月</td> <td>03年10月</td> </tr> </tbody> </table>			(方式)	(期日)	(名称)	(位置)	(財産)	協議開始：	03年10月	03年10月	03年9月	03年10月	03年10月	合意：	04年4月	04年4月	04年5月	04年1月	03年10月
	(方式)	(期日)	(名称)	(位置)	(財産)														
協議開始：	03年10月	03年10月	03年9月	03年10月	03年10月														
合意：	04年4月	04年4月	04年5月	04年1月	03年10月														
<p>< 決定に至るまでに最も難航した項目と解決策 ></p> <p>特に難航した項目はない。</p>																			
<p>< 基本項目 「合併の方式」の決定理由 ></p> <p>吸収するほど、人口格差がない。(3対1)</p>																			
<input checked="" type="checkbox"/> 新設 ・ <input type="checkbox"/> 編入																			

<基本項目 「合併の期日」の決定理由> 旧津屋崎町長の任期が1月21日で切れるため。		2005年1月24日合併		
<基本項目 「新市の名称」の決定手続き・理由> 決定手続：幹事会で10作品に絞り込み、協議会委員で投票。 選定理由：最多得票作品 長年、町民に慣れ親しまれ歴史ある両町の頭文字を残し一体的な発展に期待 「福」が集まる「津(港)」という意味で縁起が良い。		公募 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無		
<基本項目 「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点> 旧福間町の庁舎を新市の事務所の位置とし、それぞれの庁舎を分庁とする分庁方式とした。 (新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い) 分庁方式とし、旧福間町、旧津屋崎町の庁舎は分庁舎とした。		既存施設 ・ 新規建設		
<基本項目 「財産の取扱い」> (新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産) 正負ともになし				
(8) 新市建設計画				
計画の期間：10か年 理由 他の自治体を参考とし、マスタープランも10年で策定しているため。				
<策定に当たっての工夫> 住民ワークショップ、職員ワーキング会議、住民意識調査、小学生アンケート、合併シンポジウム等の調整。				
<関係市町村間での調整が難航した項目> 受益者負担金の取扱い。				
<新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫> 住民参画・職員参画による計画づくり。新規事業を増やさない。				
<新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画(基本計画・実施計画等)の内容> 基本構想は参考程度とし、新たに考えた。総合計画は基本的に引き継いだ。				
単位：百万円 ()は%	合併前 (2003年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2005年度	2009年度	2014年度
歳入合計	16,360	18,485	15,328	15,946
地方税	4,700(28.7)	4,802(26.0)	5,030(32.8)	6,140(38.5)
地方交付税	3,921(24.0)	4,148(22.4)	4,305(28.1)	4,166(26.1)
歳出合計	15,663	18,485	15,328	15,946
人件費	2,983(19.0)	3,090(16.7)	3,040(19.8)	2,874(18.0)
(参考：一般職員数)	(312人)	(319人)	(未定)	(未定)
公債費	1,584(10.1)	1,459(7.9)	1,861(12.1)	2,412(15.1)
普通建設事業費	3,348(21.4)	5,904(31.9)	3,576(23.3)	2,793(17.5)

⁽¹⁾2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等	
新たな設定・変更等 津屋崎地域における市街化区域の設定及び用途地域の見直し。	
(10) 住民への情報提供等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌等の配布 (全 10 号。配布方法：各戸配布) ・ 住民説明会の開催 (延べ 13 回開催、延べ 450 人参加) ・ H P の開設 (2002 年 12 月開設、月 1 回定期更新、アクセス数 35,000 回) ・ その他 (出前講座や合併シンポジウム) 	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
(名 称) : 津屋崎町との合併に関するアンケート	
(時 期) : 2002 年 8 月	
(対象者) : 20 歳以上の住民 14,000 人	
(方 法) : アンケート方式 (<input checked="" type="checkbox"/> 郵送) ・ 訪問)	
(名 称) : 福間町との合併を問う住民投票	
(時 期) : 2004 年 2 月 22 日	
(対象者) : 満 18 歳以上	
(方 法) : 投票方式	
(12) 都道府県からの支援	
人的支援:合併協議会へのアドバイザーを 1 名派遣。	
財政支援:合併協議会支援交付金の支給 (H14:200 万円、H15:100 万円)	
(13) 外部コンサルタントへの委託 : <input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	
委託費	12,000 千円
委託内容	新市建設計画策定、市章デザインコンサル、庁舎移転作業。

5 . 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (定数特例 (定数 36 人)) ・ <input checked="" type="checkbox"/> (在任特例 (在任期間 2 年)) ・ 無
その理由	合併後の新市まちづくりの進捗状況をチェックするため。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (2005 年 12 月 20 日まで特例措置を適用) ・ 無
その理由	合併後の農業関連施策・事業の管理チェック。
(3) 三役	
旧福間町	町長、助役、収入役は退職。
旧津屋崎町	町長は退職、助役は新市の職務執行者、収入役は不在。
(4) 一般職	
定員管理	< 定数の削減 > 現在 365 名を 10 年で 40 ~ 50 名削減。 < 新規採用の抑制 > 退職者数の約 1/2 を新規採用の予定。
給与の調整	< 給与の再調整・再計算 > 級別最低在職年数、特別昇給等。

役職の調整	部長職 8 名の割合を 5 対 3 とする。	
(5) 組織・機構の整備方法 (合併と同時に部・課とも完全に統合)		
全ての部・課を新市用に再編成した。		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
該当なし		
(7) 地域審議会等		
設置の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	
その理由	新市域が広域ではなく、人口格差も大きくないため。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
法人市民税法人税割	旧福間町 14.5% 旧津屋崎町 12.3%	段階的に、3 年間で 14.5% に統一。
固定資産税の雑種 地価税の宅地比準 割合	旧福間町 70% ~ 30% 旧津屋崎町 10%	段階的に、4 年間で 70% ~ 30% に統一。
(9) 上下水道使用料 (調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のとおりとする)		
上水道料金	合併後、従前のまま不均一とし、3 年を目途に統一。	
下水道料金	従前のまま不均一とし、2008 年を目途に統一。	
(10) 上下水道以外の使用料等 (調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のとおりとする)		
例外措置	特になし。	
(11) 国民健康保険事業の調整 (調整方針：合併年度は従前のとおりとし、2005 年度の賦課から統一する。)		
賦課徴収方法	旧福間町 保険税 3 方式 旧津屋崎町 保険税 4 方式	合併年度は不均一とし、2005 年度から保険税 3 方式に統一。
所得割	旧福間町 9.0% 旧津屋崎町 7.1%	現在、調整中。
資産割	旧福間町 なし 旧津屋崎町 23%	2005 年 4 月 1 日から「なし」
均等割	旧福間町 21,000 円 旧津屋崎町 24,000 円	現在、調整中。
平等割	旧福間町 21,000 円 旧津屋崎町 23,000 円	現在、調整中。
(12) 介護保険事業 (調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のとおりとする。新年度の賦課から統一する。)		
第 1 号被保険者の 月額基準保険料	旧福間町 3,450 円 旧津屋崎町 3,940 円	現在、調整中 (算定中)
(13) 電算システムの取扱い (新規システムを構築した)		
整備方法	両町データを移行し、新システムを開発。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	有・ <input type="checkbox"/> 無 ただし、大字名より「大字」を削除。	

変更した場合、その内容と理由	
----------------	--

6 . 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：8,500 百万円/10 年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	今後策定に取り掛かる予定 (2005 ~ 2006 年度)
総合計画	今後策定に取り掛かる予定 (2005 ~ 2006 年度)
(3) 合併による効果	
< 行財政の効率化 > 職員削減。合併特例債の活用。	
< サービスの高度化・多様化 > 福祉事務所設置。	
< 地域のイメージアップ > 市制施行。	
(4) 合併による問題点と解決策	
特に問題点はない。	
(5) 残された課題	
特になし。	